

2025年12月18日
日本証券業協会

第11期客員研究員の募集について

近年、金融商品取引をめぐるルールや環境は大きく変化しております。また、多様な投資対象、投資スキームを持つ金融商品が流通し、NISA や iDeCo の導入により国民の投資による資産形成がより身近なものとなるなど、金融商品や金融商品市場が経済や社会に与える影響力は益々強まってきています。しかし、こうした状況においても、金融商品取引法等の関係法令の実務に精通した研究者や専門家は少なく、社会的ニーズに十分応えられるとは言いたい状況にあります。

こうしたことから、本協会では、2006年4月以降、公益財団法人 日本証券経済研究所と共同し、金融商品取引法及び関係法令等の分野で教授を目指している大学の研究室の大学院生、助手、助教、講師、准教授などを本協会に客員研究員として受け入れ、金融商品取引関連のテーマでの研究に取り組んでいただくとともに、実務的なニーズに応じた研究の推進を図ることとしております。

今般、次により、第11期（任期：2026年4月～2028年3月）客員研究員を募集いたします。

〔募集要項〕

◎応募資格等

金融商品取引法及び関係法令等の分野で教授を目指している大学の研究室（法学部、経済学部等）の大学院生、助手、助教、講師、准教授など（教授の職にある方及び過去に本制度による客員研究員であった方を除く。）。

◎応募の条件

受入期間を通して次のとおり調査研究等に従事できること。

1. 本協会と相談の上、自ら設定した金融商品取引関連のテーマの調査研究を行い、客員研究員で構成する定例会（月1回程度）に参加して研究の進捗状況を発表する。
2. 調査研究の進捗状況について、定期的（3か月に1回程度）に本協会所定の様式により報告する。
3. 研究成果を論文として取りまとめ、発表する（論文は任期中に2本を標準とする）。なお、論文の発表に際して、「本稿は、日本証券業協会の客員研究員としての研究成果である。」旨を明記する。

◎募集人員 若干名

◎助成金、調査研究費の支給

本協会が定める助成金（月額7～10万円）を支給します。

また、任期中に所属する大学等（研究室）及び居住地が関東地方（東京都・神奈川県・埼玉県・千葉県・茨城県・栃木県・群馬県）以外にある方については、定例会出席のため

の交通費を支給します。

その他、必要と認める場合、年間 100 万円を限度に海外等における調査研究費用の実費を支給します。

◎他の支援

助成金等の支給のほか、研究員の研究活動について以下の支援を行います。

1. 日本証券経済研究所の学術刊行物「証券経済研究」における論文発表を可能とする。
2. 発表論文の要約、掲載誌等の情報を、本協会ホームページに掲載する。

◎任期

原則として、2026 年 4 月から 2028 年 3 月までの 2 年間

◎研究場所

研究員が在籍する大学等の研究室とします。

◎応募方法

履歴書及び別添申込書を、以下のあて先までご郵送ください。

〒103-0027 東京都中央区日本橋 2-11-2
日本証券業協会 金融証券研究センター
客員研究員募集係

◎応募期間

2026 年 1 月 16 日（金）必着

◎選考方法

本協会が書類選考後、事務局にて面接を行い、採用を決定します。

大学等（研究室）及び居住地が関東地方以外にある方については、面接会場までの交通費を支給します。

◎決定通知

選考結果は、面接日から 1 週間程度で応募者の住所に書面にて通知します。

◎その他

応募の秘密については厳守します。なお、応募書類は返却しませんのでご了承ください。

◆個人情報の取扱いについて

応募により頂いた個人情報は、客員研究員の選考及び本制度の運営等のために必要な範囲にのみ利用し、その他の目的には利用しません。

なお、客員研究員として選定された方につきましては、本制度の運営等に係る利用のほか、氏名、所属、職名を本協会のホームページに公表させていただき、併せて、本協会の協会員（証券会社、銀行、保険会社等）に対し紹介させていただきます。

◆本件に関する問い合わせ先

日本証券業協会 金融証券研究センター (TEL : 03-6665-6763)

以上